

別表六（二十）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の12第1項若しくは第2項《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》又は令和2年改正前の措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第42条の12第1項若しくは第2項《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「(6)≥8%若しくは(6)≥10%又は(5)=0の場合13」は、平成30年改正法附則第91条第1項《特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定の適用を受ける場合には「(6)≥8%若しくは」を消し、その他の場合には「若しくは(6)≥10%」を消します。
- 3 「(6)<5%又は(6)<10%の場合15」は、平成30年改正法附則第91条第1項の規定の適用を受ける場合には「(6)<5%又は」を消し、その他の場合には「又は(6)<10%」を消します。
- 4 「税額控除限度額16」は、平成30年改正法附則第91条第1項の規定の適用を受ける場合には、同欄中「13、14又は15」とあるのは、「13又は15」として記載します。
- 5 「基準年度」は、措置法第42条の12第1項又は令和2年旧措置法第42条の12第1項の規定の適用を受ける又は受けた事業年度（措置法第42条の12第2項又は令和2年旧措置法第42条の12第2項に規定する要件適格法人の(1)から(4)までに掲げる規定の適用を受ける事業年度及び措置法第42条の12第2項又は令和2年旧措置法第42条の12第2項に規定する要件適格連結法人の(5)から(9)までに掲げる規定の適用を受けた連結事業年度を含みます。）を記載します。
- (1) 措置法第42条の11の3第1項《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》の規定
- (2) (1)に掲げる規定に係る措置法第52条の2第1項又は第4項《特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例》の規定
- (3) (1)に掲げる規定に係る措置法第52条の3第1項から第3項まで、第11項又は第12項《準備金方式による特別償却》の規定
- (4) 措置法第42条の11の3第2項の規定
- (5) 措置法第68条の15第1項《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》の規定
- (6) (5)に掲げる規定に係る措置法第68条の40第1項又は第4項《特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例》の規定
- (7) (5)に掲げる規定に係る措置法第68条の41第1項から第3項まで、第11項又は第12項《準備金方式による特別償却》の

- 規定
- (8) 措置法第68条の15第2項の規定
- (9) 措置法第68条の15の2第1項《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》又は令和2年旧措置法第68条の15の2第1項《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》の規定
- 6 「適用年度」の各欄は、次によります。
- (1) 措置法第42条の12第5項第10号に規定する計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度ごとに、別表六（二十）付表の「基準雇用者数等の計算に関する明細」の各欄に準じて計算した数を記載します。
- (2) (1)で記載した数のうち措置法第42条の12第2項に規定する準地方活力向上地域内にある同条第5項第2号に規定する特定業務施設に係る数を当該各欄の内幕に記載します。
- (3) (1)及び(2)で記載した数の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 7 「地方事業所特別税額控除限度額34」は、次によります。
- (1) 当該事業年度が1年に満たない場合（(2)に規定する場合を除く。）には、「(30万円又は40万円)」とあるのは「 $(30万円又は40万円) \times \frac{\text{当期の月数}}{12}$ 」と、「(20万円又は30万円)」とあるのは「 $(20万円又は30万円) \times \frac{\text{当期の月数}}{12}$ 」として記載します。
- (2) 措置法令第27条の12第13項《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》に規定する2年を経過する日を含む適用年度において同項各号に掲げる場合に該当する場合には、「(30万円又は40万円)」とあるのは
- 「 $(30万円又は40万円) \times \frac{\text{当該事業年度開始の日から認定日を含む事業年度等の開始の日以後3年を経過する日までの期間の月数}}{12}$ 」
- と、「(20万円又は30万円)」とあるのは
- 「 $(20万円又は30万円) \times \frac{\text{当該事業年度開始の日から認定日を含む事業年度等の開始の日以後3年を経過する日までの期間の月数}}{12}$ 」
- として記載します。
- (3) 当該事業年度が特例対象事業年度（令和2年改正法附則第82条第2項《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置》に規定する特例対象事業年度をいいます。）に該当する場合には「又は40万円」及び「又は30万円」を消し、その他の場合には「30万円又は」及び「20万円又は」を消します。